

■介護人材確保での緊急支援、訪問介護の交付率 10.5% 厚労省

- ・厚生労働省は、介護事業所での人件費などの経費を緊急で補助する「2024年度介護人材確保・職場環境改善等事業」のサービス類型ごとの交付率を示した。交付率は、▽訪問介護 10.5%▽通所介護 6.4%▽通所リハビリテーション 5.5%▽小規模多機能型居宅介護 8.4%▽介護福祉施設サービス 8.3%▽介護保健施設サービス 4.3%—など。
- ・事業の実施主体は都道府県。24年度の介護報酬改定で新設された「介護職員等処遇改善加算」を取得し、生産性向上に取り組んでいる事業所が対象となる。
- ・24年12月の介護報酬の総額を基準に、それぞれの交付率を乗じた額を補助。ただ、12月の報酬額がほかの月に比べて著しく低い場合などは、25年1-3月の任意の月を基準にすることもできる。
- ・補助金交付の要件として介護職員等処遇改善加算の取得に加え、▽介護職員などの業務の洗い出しや棚卸しなど現場の課題の「見える化」▽業務改善に向けた委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部研修の実施といった体制の構築▽職員間での業務内容の明確化と適切な役割分担の取り組み—のいずれかの計画か実施が必要。都道府県に提出する事業計画書や実績報告書などで内容の確認を行う。
- ・交付された補助金は、介護職以外も含めた職員への手当や賞与などの人件費や職場環境改善の経費に充てることができる。
- ・厚労省は、介護職員等処遇改善加算に関連したコールセンターを開設しており、この事業での相談も受け付ける。時間は土日を含む午前9時—午後6時。厚労省は10日付の事務連絡で、都道府県に同事業の実施要項を通知するとともに、コールセンターの活用を促してほしいと働きかけた。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○介護保険最新情報 Vol.1352「介護人材確保・職場環境改善等事業の実施について」

令和7年2月10日 厚生労働省老健局老人保健課

<https://www.mhlw.go.jp/content/001403387.pdf>